

住民監査請求書

令和 8 年 9 月 28 日

稲城市監査委員 御中

請求人

住民監査請求の趣旨

稲城市健康プラザの採暖室に設置されているサーモヒーター等の交換に関して、その後開示された見積書その他の資料から明らかとなった、見積書の作成経緯、交換台数の決定過程、修繕内容の決定及びこれに基づく契約・修繕・公金の支出等について、必要性、相当性及び財務会計上の処理が適正に行われているかを監査されたい。

なお、本件請求は、令和 8 年 7 月 9 日付住民監査請求において問題とした採暖室の長期使用停止そのものについて、改めて同じ内容の監査を求めるものではない。

その後、請求人に開示された資料において、同一設備について**「4 台交換」と「6 台交換」の 2 種類の見積書が存在すること、また、令和 8 年 1 月 21 日の照会から約 6 か月後の 7 月 13 日に見積書が送付されていること**などが明らかとなった。

これらの資料を踏まえ、当該見積書がいつ、誰によって、どのような経緯で作成されたのか、なぜ交換台数の異なる 2 種類の見積りが存在するのか、最終的にどの見積りを基礎として修繕内容及び契約等が決定されたのかについて、財務会計上の適正性を含めて監査を求めるものである。

1 対象となる施設及び設備

対象施設は、稲城市健康プラザの採暖室である。

同施設には、株式会社日本シーズ線製の遠赤外線ヒーターが設置されており、開示資料上、その仕様として、



- ・型式 DHWB150P
- ・電源 1Φ-200V 1.5kW
- ・壁掛け・天吊りタイプ

等が記載されている。

今回開示された見積書には、このヒーターについて、6台交換の場合と4台交換の場合の2種類の見積書が存在している。

6台の見積書では、遠赤外線ヒーター6台、デジタルサーモスタット3台等が計上されている一方、4台の見積書では、遠赤外線ヒーター4台、デジタルサーモスタット2台等が計上されている。

したがって、これらは単に同一内容の見積書を複数作成したものではなく、交換対象となる数量及び関連する部品・工事内容が異なる2種類の見積書であることが確認できる。

2 今回の監査請求に至った経緯

令和8年7月13日に請求人へ開示された資料には、同日付のメールが含まれている。

そのメールには、4台及び6台の見積書が添付され、

「早速お見積りが来ました。4台と6台でいただきました。」

との趣旨の記載がある。

ところが、添付された4台及び6台の見積書はいずれも令和8年7月13日付となっている一方、見積書本文には、

「1月21日にご照会に対して下記のとおり見積致しました。」

との記載がある。

すなわち、1月21日の照会と7月13日付の見積書との間には約6か月の期間が存在する。

このため、今回の監査においては、単に見積書の金額だけを確認するのではなく、

- ・令和8年1月21日に実際に見積りの照会が行われたのか
- ・誰が照会を行ったのか
- ・どのような方法で照会したのか
- ・その照会の内容は何だったのか
- ・その後、なぜ約6か月を要したのか
- ・7月13日付の見積書が実際にはいつ作成されたのか
- ・4台及び6台の2種類の見積りが作成された経緯は何か

について確認する必要がある。

3 4台交換と6台交換の2種類の見積書について

今回開示された資料には、

- ・サーモヒーター6台交換の見積書
- ・サーモヒーター4台交換の見積書

の2種類が存在する。

また、ヒーターだけでなく、デジタルサーモスタットについても、6台見積りでは3台、4台見積りでは2台となっており、関連する交換・工事内容にも差異がある。

そのため、次の点を明らかにする必要がある。

- ・なぜ4台交換と6台交換の2種類の見積りを取得したのか。
- ・4台交換の場合、残り2台については正常に使用可能と判断されていたのか。
- ・その判断には、点検記録その他の客観的な根拠が存在するのか。
- ・反対に、6台すべての交換が必要であったのであれば、なぜ4台交換の見積りを取得したのか。
- ・4台交換と6台交換のうち、実際にどちらを修繕内容として採用したのか。
- ・その判断を誰が、いつ、どのような資料・基準に基づいて行ったのか。

これらは、単なる設備上の問題ではなく、最終的な契約及び公金支出の金額・内容に直接関係する事項である。

4 見積書の作成時期及び「早速」という記載について

令和 8 年 7 月 13 日 19 時 25 分に送信されたメールには、「早速お見積りが来ました」との趣旨の記載がある。

しかし、添付された見積書には「1 月 21 日にご照会に対して」との記載がある。

このため、1 月 21 日に照会

↓

約 6 か月経過

↓

7 月 13 日付の見積書

↓

同日 19 時 25 分に「早速お見積りが来ました」とメール送信

という時系列になっている。

請求人は、この外形のみをもって見積書が偽造されたものであると断定するものではない。

しかし、見積書の作成時期及び作成経緯は、契約・修繕・公金支出の適正性を判断する上で重要な事項である。

したがって、

- ・実際の見積書作成日はいつなのか
- ・7 月 13 日という日付は実際の作成日を示すものなのか
- ・1 月 21 日の照会記録は存在するのか
- ・見積書の元データは存在するのか
- ・電子メール等による送受信記録は存在するのか
- ・PDF 化した日時・方法を確認できる記録が存在するのか

について確認されたい。

5 修繕内容及び交換台数の決定過程について

今回の資料では、4 台交換と 6 台交換という異なる修繕内容が示されている。

そこで、

- ・当初は 4 台交換を予定していたのか
- ・その後 6 台交換へ変更されたのか
- ・逆に 6 台交換の必要性を検討した結果、4 台交換としたのか
- ・それぞれの判断を行った時期
- ・判断を行った者
- ・判断の根拠となった点検結果、故障状況その他の資料

を確認する必要がある。

特に、4 台交換の場合に残り 2 台を使用可能と判断したのであれば、その判断の根拠が必要である。

一方、6 台すべての交換が必要であったのであれば、4 台交換の見積りが作成された理由を明らかにする必要がある。

この点は、市の公金をどのような修繕内容に支出するかという財務会計上の判断に直接関係する。

6 監査において確認を求める事項

以上を踏まえ、監査において、少なくとも次の事項を確認されたい。

(1) 令和 8 年 1 月 21 日の照会について

- ・実際に令和 8 年 1 月 21 日に見積りの照会が行われたのか。
- ・誰が照会したのか。
- ・どのような方法で照会したのか。
- ・どのような内容を照会したのか。
- ・その記録が残っているのか。

(2) 見積書の作成時期について

- ・4 台及び 6 台の見積書は、実際にはいつ作成されたもののなのか。
- ・見積書に記載された令和 8 年 7 月 13 日という日付の意味は何か。
- ・元データ、電子メールその他の作成経緯を確認できる記録が存在するのか。

(3) 7月13日の「早速」という記載について

- ・令和8年7月13日19時25分に「早速お見積りが来ました」とされた経緯は何か。
- ・1月21日の照会から約6か月を要した理由は何か。
- ・その間にどのような検討・協議・確認が行われたのか。

(4) 4台・6台の2種類の見積りについて

- ・2種類の見積りを取得した理由は何か。
- ・それぞれについて、どのような故障状況・点検結果を前提としたのか。
- ・実際に採用されたのはどちらなのか。
- ・採用した判断を誰が、いつ、どのような根拠で行ったのか。

(5) 契約及び公金支出について

- ・実際の修繕契約の内容は何か。
- ・修繕費はいくらなのか。
- ・その金額の算定根拠は何か。
- ・見積書と実際の契約・支出内容に相違はないか。
- ・市の公金支出として適正な手続が行われたか。

7 財務会計上の適正性について

本件では、単に「採暖室の設備が故障していた」という事実だけを監査対象とするものではない。

今回開示された資料から、同一設備について交換台数の異なる4台交換及び6台交換の2種類の見積書が存在していること、さらにその見積書について作成時期及び作成経緯を確認する必要があることが明らかとなった。

したがって、

- ・修繕の必要性
- ・修繕対象及び交換台数の決定根拠
- ・見積書の取得経緯
- ・見積書の作成時期
- ・契約内容
- ・修繕費の支出
- ・指定管理者との費用負担関係
- ・最終的な公金支出に至る経緯

について、一連の財務会計上の処理が適正であったかを確認されたい。

8 請求人の主張について

請求人は、現時点において、特定の業者又は職員が不正行為を行ったと断定するものではない。

また、見積書の外観のみをもって、その作成が不適正であったと断定するものでもない。

しかしながら、今回開示された資料を一般の市民の立場から確認すると、

- ・令和 8 年 1 月 21 日の照会との関係
- ・約 6 か月後の 7 月 13 日付の見積書
- ・同日 19 時 25 分の「早速お見積りが来ました」とのメール
- ・4 台交換と 6 台交換という異なる見積り
- ・その判断過程及び採用された修繕内容

について、説明を求める必要があると考える。

したがって、本件は、請求人が不正行為の存在を断定するものではなく、市の公金支出に至るまでの事実関係及び財務会計上の処理について、監査により明らかにしてもらうことを求めるものである。

9 求める措置

以上の点について監査を実施し、

- ・見積書の作成経緯
- ・4 台及び 6 台の見積りを取得した理由
- ・実際に採用された修繕内容
- ・設備の交換台数を決定した根拠
- ・見積書の作成時期及び作成方法
- ・令和 8 年 1 月 21 日の照会及びその後の経緯
- ・契約及び修繕内容
- ・実際に支出された公金の金額及び会計上の取扱い
- ・その他、本件に関する重要な事実

について明らかにされたい。

その結果、違法又は不当な財務会計上の行為が認められた場合には、地方自治法その他関係法令に基づき、必要な措置を講じるよう求める。

以上

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2026年7月13日月曜日 19:25
宛先: 健康課
件名: 採暖室 [REDACTED]からの交換修繕お見積り
添付ファイル: 260713ヒーター更新お見積り【6台】.pdf; 260713ヒーター更新お見積り【4台】.pdf

■無害化サービスからのお知らせ■

以下のファイルは、無害化処理により無害化されました。

260713七一夕一更新お見積り【4台】.pdf

260713ヒーター更新お見積り【6台】.pdf

稲城市福祉部健康課

様

お世話になっております。

4台と6台でいただきました。

ご確認のほどよろしくお願いいたします。

～ 一人ひとりのこころとからだの健康づくりをサポートします ～

[illegible]

オーエンス健康プラザ 担当:

〒206-0801 稲城市大丸1171番地(稲城市立病院となり)

TEL 042-370-2280 FAX 042-370-2283

URL <http://www.kenkouplaza-inagi.jp/>

◆ ◆

2026年 7月 13日

稻城市長 御中

電話

FAX

1月21日ご照会に対し下記のとおり見解致しました。何とぞご用命の程お願い申し上げます。

金額 円

納 期 御打ち合わせの上

受渡場所 東京都稲城市大丸1171

見積有効期限 90日間

支払条件 御打ち合わせの上

備考

項	摘 要	数量	単位	金 額		
				単 価	金 額 (円)	小 計 (円)
	内 訳					
1	健康プラザプール場内採暖室					
	サーモヒーター交換修繕【6台】					
	遠赤外線ヒーター	6	台			定価
	型式：DHWB150P 日本シーズ線					1台：
	電源：1φ-200V 1.5kW					
	寸法：1,261*364W:62H					
	壁掛け・天吊りタイプ					
	取付金具・付属品付き					
	デジタルサーモスタッド	3	台			定価
	定格：100/200V 25A					1台：
	設定温度OFF、5℃～40℃					
	NP308-HT（センサー外だし）					
	センサーBOX付属品					
	*2台一括制御					
	ヒーター撤去及び取付費	6	台			
	電源離線及び結線費	1	式			
	サーモスイッチ・センサーBOX・リレBOX交換費	3	組			
	試運転調整費	1	式			
	現場管理費	1	式			
	産業廃棄物処理費	1	式			
	養生及び清掃費	1	式			
	消耗品雑材費	1	式			
	材料運搬交通費	1	式			
	現場雑費	1	式			
	諸経費	1	式			
	計					

2026年 7月 13日

稻城市長 御中

1月21日ご照会に対し下記のとおり見積致しました。何とぞご用命の程お願い申し上げます。

納 期 御打ち合わせの上

見積有効期限 90日間

支払条件 御打ち合わせの上

[illegible]

項	摘 要	数量	単位	金 額		
				単 価	金 額 (円)	小 計 (円)
	内 訳					
1	健康プラザプール場内採暖室					
	サーモヒーター交換修繕【4台】					
	遠赤外線ヒーター	4	台			
	型式：DHWB150P 日本シース線					
	電源：1φ-200V 1.5kW					
	寸法：1,261*364W*62H					
	壁掛け・天吊りタイプ					
	取付金具・付属品付き					
	デジタルサーモスタッド	2	台			
	定格：100/200V 25A					
	設定温度OFF、5℃～40℃					
	NP308-HT（センサー外だし）					
	センサーBOX付属品					
	*2台一括制御					
	ヒーター撤去及び取付費	4	台			
	電源断線及び結線費	1	式			
	サーモスイッチ・センサーBOX・リレーBOX交換費	2	組			
	試運転調整費	1	式			
	現場管理費	1	式			
	産業廃棄物処理費	1	式			
	養生及び清掃費	1	式			
	消耗品雑材費	1	式			
	材料運搬交通費	1	式			
	現場雑費	1	式			
	諸経費	1	式			
	計					